誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山市長様

申請者 住所

氏名 連絡先 印

保証人 住所

氏名 連絡先 印

私は、和歌山市が管理する漁港施設の使用にあたり、次の事項を遵守し、違反があった場合の 処分について一切の不服申し立ては行いません。また、処分等にかかる費用については、私もし くは保証人が全額負担することを誓約いたします。

- 1 漁港区域内の使用に関しては、管理者の指示に従い、他の船舶や漁港施設等に損害を与える事のないよう十分に注意いたします。
- 2 船舶の航行は、区域、時間、速度等に留意し、他の船舶や漁業活動の妨げとなる行為を行いません。
- 3 漁港施設等を損傷又は汚損した場合は、直ちに漁港管理者に届け出るとともに漁港管理者の 指示に従い、自己の負担において、原状回復もしくは損傷についての賠償いたします。 また、第三者に損害を与えた場合はについても、すべて自己責任で対応いたします。
- 4 許可期間が終了又は許可の取消処分を受けた場合、速やかに当該施設及び漁港区域内からの船舶及び係留ロープ等の撤去を自費をもって速やかに行います。
- 5 許可期間の終了後継続して施設を使用する場合は、終了日の1月前迄に再度申請を行います。
- 6 許可された船舶の管理は、自己の責任において適切に行います。また、台風等による避難や 盗難対策を自己の費用にて行います。
- 7 施設使用料の支払いは、前納にて納入期限内に行います。また、許可された施設を、他人へ の譲渡し若しくは担保に供し又は転貸いたしません。
- 8 私及び保証人の住所等に変更が生じた場合、漁港管理者に対し速やかに届け出を行い、緊急 時必ず連絡が可能な状態を保持します。
- 9 ごみ等を持ち帰り、漁港環境の美化に努めます。また、漁港区域内に自動車を駐車する場合、 他の漁港利用者等周辺の迷惑にならないように注意いたします。
- 10 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)、和歌山市漁港管理条例並びに同施行規則、及びその他船舶を運行するために必要な関係法令を遵守します。